

契 約 約 款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 5 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)第34条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。この場合にあっては、直ちにその保険証券を発注者へ寄託するものとする。
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下「保証の額」という。)は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証が契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 受注者が第1項第4号の履行保証保険契約を締結する場合において、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期(以下「保険期間の終期」という。)が契約期間の最終日に至らないものであるときは、受注者は、当該保険期間の終期の日から起算して7日前の日までに、当該保険期間の終期の日の翌日から契約期間の最終日までを新たな期間とする履行保証保険契約を締結し、直ちにその保険証券を発注者へ寄託しなければならない。この場合において、保証の額は契約金額の100分の10以上としなければならない。

6 契約保証金から生ずる利子は、発注者に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書における主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、その内容を明確にした書面を発注者に届出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

(守秘義務)

第5条 受注者は、この契約に基づく業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供し、若しくは漏洩し、又はこの契約に基づく業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

2 受注者は、この契約を履行するため、個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

3 この契約を履行するために必要な情報であって、発注者が受注者に引き渡し、又は発注者が使用を認めたもの(既に公知の情報及び発注者と受注者による事前の合意がある情報を除く。)の取扱いについては、前項の個人情報の取扱いの例による。

(検査等)

第6条 受注者は、仕様書に定める報告書を頭書に定める契約期間内に発注者に提出し、その検査を受けなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格しないとき又は手直しを指示され、検査の結果を保留されたときは、発注者が指定する期日までに改善し、再度検査を受けなければならない。

(契約限度金額)

第7条 契約書の頭書記載の契約限度金額はあくまで上限金額であり、契約金額は本契約に係るすべての業務完了後に確定する。

2 受注者は、発注者の都合により、実際の数量が予定数量に満たない場合が生じても、異議の申出又は損害賠償の請求をすることができない。

(委託料の支払)

第8条 受注者は、第6条の検査に合格したときは、契約金額の支払いを請求することができる。

2 契約金額の支払いにおける請求方法については、次の各号のとおりとする。

- (1) 緊急通報設備に係る機器更新及び設置業務においては、報告書等の検査を以て住宅課に請求することができる。
 - (2) 緊急通報受信等業務においては、月次報告書等の検査を以て中央高齢・障害者相談課に請求することができる。なお、緊急通報受信等業務における支払金額の戸当たり単価は、月額〇〇〇〇円とし、入居住戸数に戸当たり単価を乗じて得た額とする。緊急通報装置受報開始月については全額支払い、退去月については支払わないものとする。
- 3 発注者は、前項の規定による請求があったときには、請求を受けた日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払わなければならない。

(事故等の報告)

- 第9条 受注者は、この契約に基づく業務の履行に支障を生じるおそれのある事故又は脅威の発生を知ったときは、必要な措置を講じるとともに、直ちにその旨を発注者に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 受注者は、前項の事故等が発生した場合には、詳細な経過及び今後の対処方針を遅滞なく発注者に提出しなければならない。

(契約内容の変更)

- 第10条 発注者は、契約締結後に必要がある場合には、受注者と協議の上、契約内容を変更することができる。
- 2 前項の場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、書面によりこれを定めるものとする。

(損害賠償)

- 第11条 発注者又は受注者は、故意又は過失により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、受注者がその損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第12条 発注者は、この契約に基づく業務が契約の内容に適合していないと認められるとき(以下「契約不適合」という。)は、受注者に対して契約不適合の修正等による履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は発注者が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該契約不適合によってもこの契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要するときは、受注者は、前項の規定による追完義務を負わないものとする。
- 3 発注者は、当該契約不適合により損害を被った場合は、受注者に対して損害賠償を請求する

ことができる。ただし、当該契約不適合が契約の内容及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 4 受注者は、第6条第1項の規定による検査が完了した後（同条第2項の規定による再検査がなされた場合にあっては、当該再検査が完了した後）1年以内に発注者から当該契約不適合を通知された場合に限り、第1項及び第3項に規定する責任その他の契約不適合責任を負う。ただし、検査又は再検査が完了した時において受注者が当該契約不適合を知り、若しくは重過失により知らなかった場合、当該契約不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因する場合又は当該検査によって発注者が当該不適合を発見することがその性質上合理的に期待できない場合は、この限りでない。
- 5 第1項及び第3項の規定は、当該契約不適合が発注者の提供した資料等又は発注者の与えた指示によって生じたときは、適用しない。ただし、受注者がその資料等又は指示が不适当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（履行遅延の場合における違約金等）

- 第13条 受注者は、契約期間内にこの契約に基づく業務を履行することができないとき又はそのおそれがあるときは、速やかにその旨を発注者に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告があった場合、発注者は、相当と認められる期間の延長をすることができる。この場合において、履行遅延が受注者の責めに帰すべき事由による場合には、発注者は、契約金額について、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で算定した額の違約金を受注者から徴収することができる。

（発注者の催告による解除権）

- 第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、当該期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
 - （1）正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - （2）履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき又はこの契約の履行を怠ったとき。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（発注者の催告によらない解除権）

- 第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - （1）この契約の履行について、不正行為をしたとき。
 - （2）第2条第5項の規定により履行保証保険契約を締結した場合であって、当該保険期間の終期の日から起算して7日前の日までに新たな保険証券を発注者へ寄託しないとき又は当該履

行保証保険契約の保険期間の終期が契約期間の最終日に至らないものであったとき。

(3) 第3条の規定に違反したとき。

(4) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) この契約に基づく業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 第12条第1項に規定する契約不適合について、発注者が同項の規定により追完の請求をしたにもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合であって、この契約の目的を達することができないとき。

(7) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可若しくは認可等を失い、又は営業の停止が命じられる等受注者が契約者たる資格を欠いたとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 受注者の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

(10) 破産、民事再生、会社更生手続開始の申立てをしたとき、又はそれらの申立てを受けたとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

3 第1項第6号に該当することによりこの契約を解除する場合であって、既に発注者が受注者に対して契約金額の一部又は全部を支払っていたときは、受注者は、支払済の契約金額を発注者に返還しなければならない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 前2条の規定にかかわらず、発注者の責めに帰すべき事由により第14条第1項第2号又は第15条第1項第5号、第6号及び第8号に規定する場合に該当したときは、発注者は、第14条第1項又は第15条第1項の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第14条第1項又は第15条第1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(3) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

3 第1項の場合において、第2条第1項に掲げる保証を付している場合は、発注者は、当該保証をもって第1項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による発注者の解除権)

第18条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下本条において同じ。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。))において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第2条第1項に掲げる保証を付している場合は、発注者は、当該保証をもって前項の違約金に充当することができる。

(暴力団等排除に係る発注者の解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除すること

ができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が、個人である場合にはその者が相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び次条において、「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
 - (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。
 - (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
 - (4) 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められ、又は受注者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第2条第1項に掲げる保証を付している場合は、発注者は、当該保証をもって前項の違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第20条 受注者は、契約後、この契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(受注者の契約解除権)

- 第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によって、この契約に基づく業務を完了することができなくなったときは、この契約を解除することができる。
- 2 前項の場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は、発注者に損害の賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額は、発注者と協議の上で決するものとする。

(談合その他不正行為による賠償の予定)

- 第22条 受注者は、第18条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場

合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第18条第1項第1号から第3号までの規定に該当する場合において、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるとき。

(2) 第18条第1項第4号の規定に該当する場合において、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(環境配慮事項)

第23条 受注者は、次の各号の環境配慮事項に留意して業務を行わなければならない。

(1) 「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。

(2) 市への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

(3) 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。

(4) 業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関連法令を遵守し、適正に処理すること。

(保険)

第24条 受注者は、仕様書に基づき火災保険その他保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(疑義等の解決)

第25条 仕様書又はこの契約条項について、発注者と受注者の相互間に疑義が生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。